

令和 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和 33 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 9 中「第 2 条第 13 号」を「第 2 条第 15 号」に改める。

別表 4 備考以外の部分中「440」を「510」に、「680」を「790」に、「920」を「1,100」に、「400」を「460」に、「630」を「730」に、「870」を「1,000」に、「40」を「46」に、「4」を「5」に、「790」を「910」に、「17」を「19」に、「24」を「27」に、「36」を「41」に、「47」を「55」に、「71」を「82」に、「95」を「110」に、「170」を「190」に、「240」を「270」に、「470」を「550」に、「330」を「380」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 4 の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市公園の占用料の額を改定し，および高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため